

令和 7 年 第 7 回宇城市農業委員会総会議事録

日時：令和 7 年 7 月 10 日（木）

午後 2 時 00 分から午後 2 時 40 分

場所：宇城市役所 3 階大会議室

○出席委員

（農業委員）

1 番	村山 安次	2 番	五嶋 一精	3 番	田尻 かほる
4 番	松川 奈保美	5 番	村嶋 政弘	6 番	河野 公明
7 番	橋本 孝博	8 番	山田 哲郎	9 番	坂本 茂義
10 番	百家 美代子	11 番	吉富 訓生	12 番	北岡 誠司
13 番	本田 久				

（農地利用最適化推進委員）

中田 修	山本 祐精	松下 潤一
富武 聖一	河野 道也	上田 誠
早川 一伸	欠	中塘 万格人
近藤 洋之	田中 起代登	澤村 賢治
上村 君博	森田 良光	吉水 和博
吉川 勝弘	河島 陽一	野田 眞語
小田 直之	杉田 雅宏	

○欠席委員

農地利用最適化推進委員

吉利 健

○事務局出席者：（事務局長）松枝 邦明 （審議員）御船 保博 （主任主事）山本 秀磨

議事日程（開議：午後 2 時 00 分）

- 日程第 1 議事録署名委員の決定について
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 議案第 34 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 日程第 4 議案第 35 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
- 日程第 5 議案第 36 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
- 日程第 6 議案第 37 号 農地中間管理事業の実施に伴う農地利用集積等促進計画の策定について
- 日程第 7 議案第 38 号 農用地利用集積等促進計画書の作成について
- 日程第 8 議案第 39 号 農地・非農地の判断について

開 会 (午後 2 時 00 分) 副会長の号令による起立・礼

事務局長 ただ今から令和 7 年第 7 回宇城市農業委員会総会を開会いたします。本日の総会への出席者は、農業委員総数 13 名全員出席です。農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項及び宇城市農業委員会会議規則第 7 条の規定により、総会が成立していることをお知らせします。

開会にあたりまして、百家会長がご挨拶を申し上げます。

会 長 こんにちは。大変お忙しい中、お疲れのところご出席をして頂きましてありがとうございます。

現地検討会の時にですね、審議員の方から最適化活動の状況をいただいたと思うんですけど、宇城市の場合がですね、6 日から 8 日未満という事で、1 日の差で金額が変わります。これ、現地検討会でいただいたとおもうんですけどもそれですね、たぶん書き漏れているのがあるではないかと思いますので、1 日でも多く書いていただきますようよろしくお願いします。

またですね、農業者年金なんですけど、聞いたことがないとか知らないという方がとても担い手の方が多いと聞いています。それですね、農閑期になりましたら市役所担当、また J A の方に一緒について行ってもらって推進のほう進めていただければと思います。そして来月は、タブレットの講習会がありますので、参加をしていただきますようよろしくお願いします。

議 長 それでは、これより令和 7 年第 7 回宇城市農業委員会総会を開催いたします。

それでは、議事に入ります前に日程第 3、議案第 34 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」申請人から取り下げの申し出があったため、事務局より議案の取り扱いについて説明をお願いします。

事務局 議案の 4 ページになります。日程第 3、議案第 34 号農地法第 3 条の申請案件、申請番号 7-4 につきましては、今回取り下げになりました。申請番号の繰り上げは行いませんので、本日の議案第 34 号の申請番号は、7-1 から 7-3、7-5 から 7-8 となります。以上です。

議 長 日程第 1、議事録署名委員の指名を行います。

署名委員は、会議規則第 15 条第 2 項の規定により、1 番 村山 安次 委員、2 番 五嶋 一精 委員を指名いたします。

議 長 日程第 2、会期の決定を議題とし、お諮りいたします。

本総会の会期は、本日 1 日と決定したいと思いますが、ご異議のない方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員挙手です。よって本総会の会期は、本日 1 日と決定されました。

議 長 日程第 3、議案第 34 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。

議案第 34 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局 議案の 3 ページになります。

議案第 34 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があったので審議を求める。

令和 7 年 7 月 10 日 宇城市農業委員会 会長 百家 美代子

提案理由：農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 1 の 2 の (1) の規定により、意見を決定するため審議を求める。

議 長 それでは、各委員から案件についての説明及び現地調査報告をお願いします。

調査報告に当たっては省略することなく、他の委員にも状況が解るように説明をお願いします。

申請番号 1 番は、	1 番	村山委員より
申請番号 2 番は、	三角 4	富武委員より
申請番号 3 番は、	三角 5	河野委員より
申請番号 5 番は	不知火 3	早川委員より
申請番号 6 番は、	松橋 4	澤村委員より
申請番号 7 番は、	9 番	坂本委員より
申請番号 8 番は、	小川 2	吉水委員より

それぞれ、説明を求めます。

村山委員 申請番号 7 - 1 について説明いたします。詳細につきましては、記載のとおりでございます。申請事由は、経営規模拡大による売買となっております。受人と渡人は知り合いだそうです。受人は取得後においても農地のすべてを効率的に利用することが認められることから、許可は可能と思われます。ご審議よろしくをお願いします。

富武推進委員 申請番号 7 - 2 についてご説明申し上げます。詳細は記載のとおりです。申請事由は、親族間の贈与となっております。渡人は現在八代市在住で息子さんいらっしゃいますが県外在住という事で農業経験もなく、この土地を耕作して

いくことが無理ということですので、渡人のいここにあたります受人のお父さんがいとこということで現在お父様は経営を退いておられますので、その息子さんがその土地を活用して耕作をしていくということです。受人の息子さんもみかんとトマトを経営されており何ら問題ないかと思われますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。

河野推進委員 審議番号 7-3 について説明します。詳細は記載のとおりです。申請事由は贈与になります。渡人と受人は兄弟であり、この農地だけが渡人の所有だったため今回申請をされました。受人は柑橘を栽培されている専業農家であり、取得後においても効率的に利用され地域との調和案件にも支障はないと認められ、許可は可能と思われます。審議よろしくお願いいたします。

早川推進委員 7-5 について説明いたします。詳細は記載のとおりです。たまたま双方の圃場が隣接しているということで今回の規模拡大の売買となっております。なんの問題は無いと思います。ご審議よろしくお願いいたします。

澤村推進委員 申請番号 7-6 について説明いたします。詳細は記載のとおりです。申請事由は贈与となっています。親子関係の贈与となります。今現在では住宅地に囲まれた畑でありまして、親戚の方が草刈りだけをされている状態で、娘さんがちょっと〇〇市と遠いですが、露地野菜を作るということなので何ら問題無いと思われます。よろしくお願いいたします。

坂本委員 申請番号 7-7 についてご説明申し上げます。詳細は記載のとおりでございます。申請の事由のほうがですね経営規模拡大による売買というようなことでございまして、渡人他 2 名と書いてございますけれども、これはですね兄弟の方 3 人でこの物件をですね相続を受けられております。今回の受人は水稻を作っており、機械等もすべて持っておられ問題はないかと思っておりますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

吉水推進委員 申請番号 7-8 詳細は記載のとおりです。説明しますと申請理由は、新規就農による売買です。渡人、受人のお二方は、親戚関係です。渡人は、3 年前病になり今リハビリ中で農業をやめるそうです。そのために売買に至ったわけです。受人は現在会社員で来春からショウガ栽培を徐々に増産されるそうです。やる気は十分あります。なんの問題も無いかと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 只今、申請番号 1 番から 3 番、5 番から 8 番について、各委員よりそれぞれ説明がありましたが、案件について何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進

委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

(意見なし)

議 長

意見も無いようですので、申請番号 1 番から 3 番、5 番から 8 番について承認される方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長

ありがとうございます。全員挙手です。よって、議案第 34 号の農地法第 3 条の規定による許可申請について、申請番号 1 番から 3 番、5 番から 8 番は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長

日程第 4、議案第 35 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。

議案第 35 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

議案の 8 ページになります。議案第 35 号農地法第 4 条の規定による許可申請について、次のとおり許可申請があったので審議を求める。

令和 7 年 7 月 10 日 宇城市農業委員会 会長 百家 美代子

提案理由：農地法第 4 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 4 の 1 の (4) のアの規定により、意見を決定するため審議を求める。以上です。

議 長

それでは、委員から案件についての説明及び現地調査報告をお願いします。調査報告に当たっては省略することなく、他の委員にも状況が解るように説明をお願いします。

申請番号 1 番は、13 番 本田委員より
説明を求めます。

本田委員

申請番号 7-1 について説明します。詳細は記載のとおりです。申請目的は来客用駐車場になります。譲受人は自宅の駐車スペースが不足していることから隣接地で狭い農地 5 坪程度ではありますが、駐車場の拡張として選定したという事です。また、事前に駐車場として利用していることから始末書が出されています。隣接同意、排水同意もあり許可は可能かと思われます。審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長

ここで事務局より、案件について農地転用許可の検討事項について説明を願います。

それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明を申し上げます。

事務局

ます。転用目的等につきましては、先ほど委員から報告がありましたとおりです。

申請番号 1 番は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当し、農地区分は第 2 種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。以上です。

議 長

ただいま、申請番号 1 番について説明がありましたが、案件について何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

(意見なし)

議 長

意見もないようですので、申請番号 1 番について、承認される方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長

ありがとうございます。全員挙手です。よって、議案第 35 号の農地法第 4 条の規定による許可申請について、申請番号 1 番は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長

日程第 5、議案第 36 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程し、議題といたします。

議案第 36 号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局

はい。議案の 10 ページになります。議案第 36 号農地法第 5 条の規定による許可申請について。次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和 7 年 7 月 10 日 宇城市農業委員会 会長 百家 美代子

提案理由：農地法第 5 条の規定による許可申請について、農地法関係事務処理要領の第 4 の 1 の (4) のアの規定により、意見を決定するため審議を求める。

議 長

それでは、各委員から案件についての説明及び現地調査報告をお願いします。

調査報告に当たっては省略することなく、他の委員にも状況が解るように説明をお願いします。

申請番号 1 番は、松橋 1 中塘委員より

申請番号 2 番は、松橋 2 近藤委員より

申請番号 3 番は、11 番 吉富委員より

それぞれ、説明を求めます。

中塘推進委員 7-1につきましてご説明申し上げます。詳細は記載のとおりです。転用事由が宅地分譲となっております。2区画の計画となっております、隣接がなく排水同意も取られております。何ら問題無いと思います。よろしくお願いいたします。

近藤推進委員 申請番号7-2について説明いたします。詳細は記載のとおりです。隣接同意、排水同意ともに取られていますので何ら問題は無いと思います。区画は3区画平屋の建売住宅となっております。ご審議よろしくお願いいたします。

吉富委員 申請番号7-3についてご説明いたします。詳細は記載のとおりでございます。こちらのほうはですね、転用目的が太陽光の発電設備となっております。資料のほうを見ていただきますとp8ページと9ページで昨年ですね、12月に案件と出ました所の隣になります。設定者はとりあえず30年という契約でいきたいということでなっておりますのでご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議 長 ここで事務局より、案件について農地転用許可の検討事項について説明をお願いします。

事務局 それでは、農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明を申し上げます。転用目的等につきましては、先ほど委員から報告がありましたとおりです。

申請番号1番は、都市計画法で規定する用途地域内であることから農地区分は第3種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。

申請番号2番は、特定土地改良事業の対象となった第1種農地ではありますが、集落に接続して転用されるものであり第1種農地の不許可の例外に該当し、転用は可能であると思われます。

申請番号3番は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当し、農地区分は第2種農地と判断されますので、転用は可能であると思われます。以上です。

議 長 ただいま、申請番号1番から3番について説明がありましたが、案件について何か質問、意見はありませんか。発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

議 長 河野委員お願いします。

河野委員 3番についてお聞きしたいんですけど、これは太陽光発電の借り上げになる

のかそれとも設置者が売電して貰うような感じに…契約はどういう感じになっているのかな。

議 長 事務局お願いします。

事務局 7-3 についての質問なんですけども、一応設定者のほうで太陽光を設置しておりますので、そのほうで電気の方をもちまして売電などはせずにこちらの電気のほうは、鹿児島にある会社のほうに送電してそちらの会社内で使う計画となっております。以上です。

議 長 よろしいですか。はい、ありがとうございます。
他に何か質問等ありませんか。

議 長 意見もないようですので、申請番号1番から3番について、承認される方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員挙手です。よって、議案第36号の農地法第5条の規定による許可申請について、申請番号1番から3番は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第6、議案第37号「農地中間管理事業の実施に伴う農用地利用集積等促進計画の作成について」を上程し、議題といたします。
議案第37号について、事務局より提案理由の説明を求めます。

事務局 はい。議案の12ページになります。議案第37号農地中間管理事業の実施に伴う農用地利用集積等促進計画の作成について次のとおり農用地利用集積等促進計画について意見を求める。

令和7年7月10日 宇城市農業委員会 会長 百家 美代子

提案理由：農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定による農地中間管理事業の実施に伴う農用地利用集積等促進計画について同条第3項の規定により、農用地利用集積等促進計画の作成について農業委員会の意見を求める。

議 長 議案の賃貸借権設定、使用貸借権設定については、各委員に送付していただきました総会議案により確認してきておられると思いますので案件ごとの説明は割愛させていただきます。

それでは、各案件について、何か質問、意見はありませんか。
発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せ

て、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

議 長 森田委員お願いします。

森田推進委員 内容に別に問題はないと思うんですけども、地域の人たちじゃなくて他市町の方の名前が相当数でてきている。これは農業公社の利用権設定で借る人を探しよった結果がこうなったのか、この地区一帯には耕作をする余力のある人とか居ないのだろうかとかこの内容を見て思ったわけですが、よそから来る人も名前だいたい知っている人たちなんですけども、相当な面積をこうやって外からやってこられると、条件のいい区画の畑をせっかくならもう少し地元で作る人がいないのだろうかとか素朴な疑問です。

議 長 上村委員お願いします。

上村推進委員 この地区を担当してます推進委員の上村です。この地区の現状としてはですね、担い手がほとんどいないような状況で、だいたいですね高齢化が進んで 75、76 歳から 80 歳の方が耕作されている状態なんで地域計画の中ではですね将来的にどうしたらいいかわからないというような話がでて、今回上がっている案件につきましては、法人から以前から話があってその方を区長さんに紹介して今回の状況に至ったんじゃないかというふうに考えております。だから基盤整備されて土地自体は非常にいいところなんです。他市からもけっこう野菜を耕作にいられています。そういう意味では、地域外の方に担い手としてしていただかないと対応できないと、ほとんどがですね、水田というよりも畑がけっこう多いんです、そういうところに野菜を作られる作りたいという方に関してはですね地域外の方に担い手を担ってもらいたいというのがこの地区の土地所有者の方の考えが相当あります。以上です。

議 長 ありがとうございます。森田委員よろしいでしょうか。
他に何か意見はありませんか。
意見も無いようですので、議案第 37 号について承認される方の挙手を求めます。
(委員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員挙手です。よって議案第 37 号は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長 日程第 7、議案第 38 号「農用地利用集積等促進計画書の作成について」を上程し、議題といたします。
議案第 38 号について、事務局より提案理由及び詳細説明を求めます。

事務局

議案の 139 ページになります。議案第 38 号農用地利用集積等促進計画書の作成について 農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定により、農用地利用集積等促進計画書の作成について熊本県農業公社に要請してよろしいか農業委員会の意見を求める。

令和 7 年 7 月 10 日 宇城市農業委員会 会長 百家 美代子

提案理由：農用地の利用の高率化及び高度化の促進を図るため、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 11 項の規定により、農用地利用集積等促進計画の策定を熊本県農業公社に要請するため農業委員会の意見を求める。

続きまして詳細説明をさせていただきます。議案の 139 ページから 141 ページです。

今月は、農業公社が買い入れるのが 6 件です。

合計面積は、6 件中、田が 7,412 ㎡、畑が 980 ㎡、合計が 8,392 ㎡です。

売買価格は総会議案記載のとおりとなっております。

ご審議方よろしくお願いいたします。

議 長

それでは、各案件について、何か質問、意見はありませんか。

発言がある方は挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員にも質問・ご意見をお尋ねします。

(意見なし)

議 長

意見も無いようですので、議案第 38 号について承認される方の挙手を求めます。

(委員挙手)

議 長

ありがとうございます。全員挙手です。よって議案第 38 号は、原案どおり承認することに決定されました。

議 長

日程第 8、議案第 39 号「農地・非農地の判断について」を上程し、議題いたします。

議案第 39 号について、事務局より提案理由及び詳細説明を求めます。

事務局

はい。議案の 144 ページになります。議案第 39 号農地・非農地の判断について 宇城市非農地証明事務取扱要領に基づく非農地証明願の提出がありましたので、農業委員会の意見を求める。

令和 7 年 7 月 10 日 宇城市農業委員会 会長 百家 美代子

続きまして詳細説明をさせていただきます。農地・非農地の判断について、申請者より非農地証明願の提出がありましたので提案するものです。

申請地の非農地の判断について、申請番号 1 番は豊野地区農業委員及び農地利

用最適化推進委員との現地検討会をもとに非農地と判断しているところです。
ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長 それでは、案件について、何か質問、意見はありませんか。発言がある方は
挙手の後、指名を受け、起立して、発言をお願いします。併せて、推進委員に
も質問・ご意見をお尋ねします。
（ 意見なし ）

議 長 意見も無いようですので、議案第 39 号について承認される方の挙手を求め
ます。
（ 委員挙手 ）

議 長 ありがとうございます。全員挙手です。よって、議案第 39 号について、原
案どおり承認することに決定されました。

議 長 それでは最後に、農地形状変更届について、事務局より報告を願います。

事務局 議案の 145 ページの農地形状変更届につきましては、現地確認後、現地確認
通知書を送付しておりますので、総会議案をもって報告とさせていただきます
す。以上です。

議 長 これは、報告案件ですので、了解をいただきたいと思います。
以上で本日の日程は全て終了いたしました。
これをもちまして、令和 7 年第 7 回宇城市農業委員会総会を閉会いたしま
す。
慎重なご審議、有り難うございました。

閉 会 （午後 14 時 37 分）副会長の号令による、規律、礼。